監査役会規程

（目的）

第１条　本規程は、法令及び定款に基づき、監査役会に関する事項を定める。

（組織）

第２条　監査役会は、すべての監査役で組織する。

２．監査役会は、常勤監査役を置く。

（監査役会の目的）

第３条　監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（監査役会の職務）

第４条　監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第３号の決定は、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（1）監査報告の作成

（2）常勤の監査役の選定及び解職

（3）監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

（常勤監査役）

第５条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定し又は解職する。

（議長）

第６条　監査役会は、その決議によって監査役の中から議長を定める。

２．監査役会の議長は、第８条第１項に定める職務のほか、監査役会の委嘱を受けた職務を遂行する。ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。

（開催）

第７条　監査役会は、定期的に開催し、取締役会の開催日時、各監査役の出席可能性も配慮し、あらかじめ年間の開催日時を定める。ただし、必要あるときは随時開催することができる。

（招集権者）

第８条　監査役会は、議長が招集し運営する。

２．各監査役は、議長に対し監査役会を招集するよう請求することができる。

３．前項の請求にもかかわらず、議長が監査役会を招集しない場合は、その請求をした監査役は、自らこれを招集し運営することができる。

（招集手続）

第９条　監査役会を招集するには、監査役会の日の３日前までに、各監査役に対してその通知を発する。

２．監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（決議の方法）

第10条　監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

２．決議にあたっては、十分な資料に基づき審議しなければならない。

（監査の方針等の決議）

第11条　監査方針、監査計画、監査方法、監査業務の分担等は、監査役会において決議をもって策定する。

２．前項に定めるほか、監査役会は、監査費用の予算など監査役がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議する。

３．監査役会は、次に掲げる体制の内容について決議し、当該体制を整備するよう取締役に対して要請することができる。

（1）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

（2）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

（3）第１号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（4）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（5）前号の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（6）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（7）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（代表取締役との定期的会合等）

第12条　監査役会は、代表取締役と定例的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めるものとする。

２．監査役会は、代表取締役及び取締役会に対して、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果について適宜説明する。

３．監査役会は、法律に定める事項のほか、前条第３項第４号に定める体制に基づき、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を取締役と協議して定め、その報告を受けるものとする。

（監査役会に関する報告）

第13条　監査役は、自らの職務の執行の状況を監査役会に定期かつ随時に報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。

２．会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告しなければならない。

３．監査役会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求める。

４．前３項に関して、監査役、会計監査人、取締役又は内部監査部門等の使用人その他の者が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

（報告に対する措置）

第14条　監査役会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。

（1）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告

（2）取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告

（3）あらかじめ取締役と協議して定めた事項についての取締役又は使用人からの報告

（監査報告の作成）

第15条　監査役会は、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議のうえ、監査役会の監査報告を作成する。

２．監査役会の監査報告の内容が各監査役の監査報告の内容と異なる場合であって、かつ、当該監査役の求めがあるときは、監査役会は、当該監査役の監査報告の内容を監査役会の監査報告に付記するものとする。

３．監査役会の監査報告には各監査役が署名又は記名押印又は電子署名をする。常勤の監査役及び社外監査役はその旨を記載又は記録する。

４．前３項の規定は、会社が臨時計算書類を作成する場合には、これを準用する。

（監査役選任手続等への関与及び同意手続）

第16条　監査役会は、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の当否を審議しなければならない。同意の判断に当たっては、第17条に定める選定基準等を考慮する。

２．監査役会は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続、補欠監査役の選任の要否等について取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことができる。

３．監査役会は、必要があると認めたときは、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすることを請求し、又は株主総会に提出する監査役の候補者を提案する。

４．監査役は、監査役の選任若しくは解任又は辞任について意見を持つに至ったときは、株主総会において意見を表明しなければならない。

５．補欠監査役の選任等についても、本条に定める手続きに従う。

６．監査役及び監査役会は、社外監査役選任議案において開示される不正な業務執行の発生の予防及び発生後の対応に関する事項について、適切に記載されているかにつき検討する。

（監査役候補者の選定基準等）

第17条　監査役会は、監査役の常勤・非常勤又は社内・社外の別及びその員数、現任監査役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応等を考慮し、監査役選任議案への同意等を行うに当たっての一定の方針を定めるものとする。

２．監査役候補者の選定への同意及び監査役候補者の選定方針への関与に当たっては、監査役会は、任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、監査役としての適格性を慎重に検討する。

３．社外監査役候補者の選定に際しては、監査役会は、会社及び親会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを確認するとともに、取締役会及び監査役会等への出席可能性等を検討するものとする。

４．監査役会は、独立役員の指定に関する考え方を取締役等から聴取し、必要に応じて協議する。

５．監査役候補者及び社外監査役及び社外監査役候補者の選定に関しては、監査役会は、前３項に定める事項のほか、法令の規定により監査役の選任議案に関して株主総会参考書類に記載すべきとされている事項についても検討する。

（会計監査人の選任に関する決定等）

第18条　会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する次の事項については、監査役会の決議によって行う。

（1）会計監査人の選任及び解任並びに不再任の決定の方針の策定

（2）会計監査人を再任することの適否の決定

（3）株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容の決定

（4）株主総会に提出する会計監査人の選任に関する議案の内容の決定

（5）会計監査人が欠けた場合の一時会計監査人の職務を行うべき者の選任

２．会計監査人を法定の解任事由に基づき解任することに対する監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告しなければならない。

３．前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

（会計監査人の報酬等に対する同意）

第19条　会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等に対する同意は、監査役会の決議によって行う。

（取締役の責任の一部免除に関する同意）

第20条　次に掲げる監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。

（1）取締役の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出することに対する同意

（2）取締役会決議によって取締役の責任の一部免除をすることができる旨の定款変更に関する議案を株主総会に提出することに対する同意

（3）定款の規定に基づき取締役の責任の一部免除に関する議案を取締役会に提出することに対する同意

２．前項の同意は、緊急の必要がある場合には、書面又は電磁的記録により行うことができる。

（補助参加の同意）

第21条　株主代表訴訟において会社が被告取締役側へ補助参加することに対する監査役の全員の同意は、監査役会における協議を経て行うことができる。

２．前項の同意は、緊急の必要があるときには、書面又は電磁的記録により行うことができる。

（監査役の権限行使に関する協議）

第22条　監査役は、次の事項に関する権限を行使する場合又は義務を履行する場合には、事前に監査役会において協議をすることができる。

（1）株主より株主総会前に通知された監査役に対する質問についての説明

（2）取締役会に対する報告及び取締役会の招集請求等

（3）株主総会提出の議案及び書類その他のものに関する調査結果

（4）取締役による会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反行為に対する差止め請求

（5）監査役の選任、解任、辞任及び報酬等に関する株主総会での意見陳述

（6）支配権の異動を伴う募集株式の発行等が行われる際に株主に対して通知しなければならない監査役の意見表明

（7）会社と取締役間の訴訟に関する事項

（8）その他訴訟提起に関する事項

（報酬等に関する協議）

第23条　監査役の報酬等の協議については、監査役の全員の同意がある場合には、監査役会において行うことができる。

（議事録）

第24条　監査役会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名又は記名押印又は電子署名をする。

（1）開催の日時及び場所（当該場所に存しない監査役、取締役、会計監査人が監査役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

（2）議事の経過の要領及びその結果

（3）次に掲げる事項につき監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要

イ　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の取締役からの報告

ロ　取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した旨の会計監査人からの報告

（4）監査役会に出席した取締役又は会計監査人の氏名又は名称

（5）監査役会の議長の氏名

２．第13条第４項の規定により監査役会への報告を要しないものとされた場合には、次の各号に掲げる事項を内容とする議事録を作成する。

（1）監査役会への報告を要しないものとされた事項の内容

（2）監査役会への報告を要しないものとされた日

（3）議事録の作成に係る職務を行った監査役の氏名

３．会社は、前２項の議事録を永久保存し本店に備え置く。

（監査役会事務局）

第25条　監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は常勤監査役がこれにあたる。

２．前項の事務は、必要に応じて監査役スタッフ等の監査役の職務を補助すべき使用人がこれにあたらせることができる。

（監査役監査規程）

第26条　監査役会及び監査役の監査に関する事項は、法令又は定款若しくは本監査役会規程に定める事項のほか、監査役会において定める監査役監査規程による。

附則

（規程の改廃）

第１条　この規程の改廃は監査役会が行う。

（実施期日）

第２条 この規程は、●年●月●日より実施する。

制定（改正）日

1)●年●月●日　新規制定